

## 福岡県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会について

### 1 委員

- (1) 定数（情報公開・個人情報審査会条例第4条）  
情報公開・個人情報保護制度に関し識見を有する者 5人以内
- (2) 任期（情報公開・個人情報審査会条例第5条）  
2年（再任可）
- (3) 会長等（情報公開・個人情報審査会条例第6条）
  - ① 会長 委員の互選
  - ② 会長職務代理 あらかじめ会長が指名する委員
- (4) 報酬（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）  
日額 5千円

### 2 所掌事務（情報公開・個人情報審査会条例第3条）

- (1) 実施機関の諮問に対する答申
  - ① 公文書の開示決定等に対し不服申立てがあった場合（情報公開条例第19条）
  - ② 個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対し不服申立てがあった場合（個人情報保護条例第40条）
- (2) 意見の提出
  - ① 個人に関する情報のうち、予算執行を伴う事務事業で、開示することが公益上必要なものの基準（情報公開条例第7条第1項第1号オ）
  - ② 苦情の申出で、情報公開制度の運営に関する重要な事項等に係るものであって、実施機関が審査会の意見を聴く必要があると認めるもの（情報公開条例第22条第2項）
  - ③ 本人から収集する必要がない個人情報（当該情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある場合）（個人情報保護条例第4条第2項第7号）
  - ④ 思想等の収集してはならない個人情報の特例（当該情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があるもの）（個人情報保護条例第4条第4項ただし書）
  - ⑤ 通信回線による電子計算組織の結合による個人情報の提供に係る公益上の必要性及び必要な保護措置の有無（個人情報保護条例第8条）
- (3) 特定個人情報保護評価に対する第三者点検  
(情報公開・個人情報審査会条例第3条第5項)

### 3 会議の開催予定

#### (1) 案件が発生したとき

- 広域連合長等の公文書の不開示決定等に対し、不服があった場合
- 広域連合長等の個人情報の不開示決定等に対し、不服があった場合
- 特定個人情報保護評価に対する第三者点検が必要となった場合

#### (2) 条例の運用状況報告（年1回）

- 情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況について報告。  
（広域連合長は、毎年1回、これを公表しなければならない。）